**令和３年度「軽井沢ファイト商品券」取扱店登録申込書兼同意書**

軽井沢町長　宛

「軽井沢ファイト商品券」取扱店募集要項に同意し、取扱店として加盟したいので下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、**軽井沢町商工会・軽井沢観光協会及び軽井沢フードアソシエーションへ下記情報を提供することに同意**します。参画に当たり取扱店の条件等に相違なく、また不法行為をしないことを誓約し、万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪等）を受けることに同意します。

**※申込書はご記入の上、９月８日（水）まで〈必着〉にお申し込みください。期日後も申し込みは受け付けますが、配布するチラシには掲載されませんのでご注意ください。**

**※町内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに本申込書兼同意書をご提出ください。**

**※申込書は楷書でご記入をお願いします。**申込日　令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業所名** | ふりがな | | | | |
| 横判可。自署の場合は楷書でご記入をお願いします。 | | | | |
| **屋号・商号**  **チラシに掲載します** | ふりがな | | | | |
| 横判可。自署の場合は楷書でご記入をお願いします。 | | | | |
| **代表者名** | ㊞ | 事務担当者名 | | |  |
| **店舗所在地** | 〒　　　　－  軽井沢町  横判可。自署の場合は楷書でご記入をお願いします。 | | | | |
| **地区** | 峠町・小瀬・旧軽井沢・新軽井沢・成沢・南ヶ丘・南軽井沢・塩沢・離山・中軽井沢・古宿  星野・塩壺・千ヶ滝中区・千ヶ滝西区・借宿・大日向・追分・三ッ石・鳥井原・油井・馬取  上発地・下発地・杉瓜・茂沢・浅間台・風越団地・ニュータウン・つくしケ丘  ※該当する地区に〇をしてください。**（チラシに掲載します）** | | | | |
| **連絡先** | TEL：　　　　　　　　　**（チラシに掲載します）** | | FAX： | | |
| **主な業種・取扱商品等** | 業種 | | 取扱商品等　**（２つまで・チラシに掲載します）** | | |
| **加入団体** | 軽井沢町商工会　・　軽井沢観光協会　・　軽井沢フードアソシエーション  ※加入している団体に〇をしてください。（複数可）  ※軽井沢町商工会員、軽井沢観光協会員、軽井沢フードアソシエーション会員以外のフランチャイズ加盟店、チェーン店または大規模小売店舗は申込できません。 | | | | |
| **支払い方法** | 小切手による支払い  ※八十二銀行中軽井沢支店  のみ無料で換金できます。 | | 換金  場所 | 軽井沢町商工会 | |
| 換金  期間 | 令和３年１１月１日～  令和４年３月９日 | |

■次に掲げる事項を厳守してください。

１ 利用者が利用期間中に「軽井沢ファイト商品券」を持参したときは、額面の物品販売およびサービス等の提供を行ってください。

２ つり銭は支払わないものとします。また破損した「軽井沢ファイト商品券」はお取り扱いできません。

３ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに軽井沢町商工会に連絡してください。

４ 軽井沢町が本事業に関してアンケート等を行うときは、協力してください。

５ 軽井沢町が決めた募集要項を遵守してください。

６「軽井沢ファイト商品券」を使用することなく、換金請求することはできません。

７ 換金性の高いもの（商品券・ビール券など）や金融商品等には使用できません。

８ 軽井沢町商工会が作成した取扱店用ポスターを利用者の見やすい場所に掲示してください。

９ 利用者が使用した商品券を換金するときは、商品券裏面の指定欄に自店名を記入の上、軽井沢町商工会窓口に持参してください。